

## 社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会マスコットキャラクター「なごみん」使用取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会マスコットキャラクター「なごみん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (使用基準)

第2条 キャラクターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用することができる。

- (1) 岐阜市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他本会会長(以下「会長」という。)が使用について適当でないと認めるとき。

### (使用申請等)

第3条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、使用の7日前までに使用承認申請書(第1号様式)を本会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 岐阜市社会福祉協議会支部が広報の目的で使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他会長が適当と認めるとき。

### (使用承認等)

第4条 会長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に使用(変更)承認通知書(第2号様式)により通知するものとする。この場合において、会長は、使用条件を付することができる。

2 会長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に使用(変更)不承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

### (使用承認期間等)

第5条 使用承認期間は、承認日から起算して2年を経過する日以降の最初の3月31日までを限度とする。

2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度使用承認を受けようとする者は、第3条の規定により使用承認申請書を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

### (使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

### (使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、会長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 『岐阜市社会福祉協議会マスコットキャラクター「なごみん」』と表記を付すこと（別記「使用例」参照）。
- (6) キャラクターを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかに本会に提出すること、ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (7) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

#### （承認内容の変更）

- 第8条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、変更後の使用の日の7日前までに使用承認変更申請書（第4号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 会長は、前項の規定により使用承認変更申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に使用（変更）承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。
  - 3 会長は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

#### （使用承認の取消し）

- 第9条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。
- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
  - (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めるとき。
- 2 会長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に使用承認取消書（第5号様式）により通知するものとする。

#### （責任の制限）

- 第10条 前条の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、本会はその責めを負わない。
- 2 使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、本会は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

#### （その他）

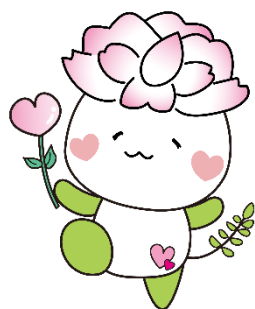
- 第11条 その他、この要綱に定めのない事項は、使用者と本会が協議して決定する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

別記（第7条関係）

使用例



岐阜市社会福祉協議会  
マスコットキャラクター「なごみん」

第1号様式（第3条関係）

岐阜市社会福祉協議会マスコットキャラクター「なごみん」使用承認申請書

年 月 日

社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会長 あて

申請者 住 所 〒  
(所在地)

氏 名  
(名称及び代表者名)

電 話

岐阜市社会福祉協議会マスコットキャラクター「なごみん」を次のとおり使用したいので、申請します。

使用物件名	
使用目的及び 使用方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用数量	
連絡先	(担当者) (電 話)
添付書類	使用物件を販売する場合は、次の添付書類を提出すること。 1 企画書（商品名、材料、種類、サイズ、製造場所、販売価格、販売場所、 図案、レイアウト、原稿等） 2 その他参考となるもの

第2号様式（第4条及び第8条関係）

岐阜市社会福祉協議会マスコットキャラクター「なごみん」使用（変更）承認通知書

年 月 日

様

社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会長



年 月 日付けで申請のあった岐阜市社会福祉協議会マスコットキャラクター「なごみん」の使用（変更）については、次のとおり承認します。

なお、社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会マスコットキャラクター「なごみん」使用取扱要綱に基づき使用してください。

使用物件名	
使用目的及び使用方法	
使用期間	年 月 日から 月 日まで
使用数量	
承認番号	第 号
使用条件	社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会マスコットキャラクター「なごみん」使用取扱要綱に基づき使用すること。

地域福祉課 地域支援係担当  
電話 058-255-5511

第3号様式（第4条及び第8条関係）

岐阜市社会福祉協議会マスコットキャラクター「なごみん」使用（変更）不承認通知書

年 月 日

様

社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会長



年 月 日付けで申請のあった岐阜市社会福祉協議会マスコットキャラクター「なごみん」の使用（変更）については、次の理由により承認できません。

理由

地域福祉課 地域支援係担当  
電話 058-255-5511

第4号様式（第8条関係）

岐阜市社会福祉協議会マスコットキャラクター「なごみん」使用承認変更申請書

年 月 日

社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会長 あて

申請者 住 所  
(所在地)

氏 名  
(名称及び代表者名)

電 話

承認番号第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので、申請します。

	変更前	変更後
使用物件名		
使用目的及び 使用 方 法		
使 用 期 間		
使 用 数 量		
変 更 理 由		
添 付 書 類	変更が確認できる資料等	

第5号様式（第9条関係）

岐阜市社会福祉協議会マスコットキャラクター「なごみん」使用承認取消書

年 月 日

様

社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会長



年 月 日付け承認番号第 号で承認した岐阜市社会福祉協議会マスコットキャラクター「なごみん」の使用については、次の理由により使用承認を取り消します。

なお、この通知があった日以後、承認を受けた使用物品は使用できません。

理由

地域福祉課 地域支援係担当  
電話 058-255-5511